

5. インクルーシブな高校教育、人権教育

障害者差別解消法の施行により、合理的配慮は義務となり、障害のある子どもたちが地域の学校で学ぶことは権利として認められています。「高校における通級指導」(18年度から本格実施)が、障害によって学びの場が分けられる制度とならないよう、各学校でのインクルーシブな教育実践の積み重ねと、「ともに学び、ともに育つ」理念を共有し、障害のあるなしにかかわらず、ともに学ぶことのできるインクルーシブな学校の構築が必要です。

社会の国際化にともない外国にルーツを持つ子どもや、経済格差による貧困に苦しむ子どもなどが増えています。また性的マイノリティの子どもへの対応や、いじめや不登校、体罰などの事案も、社会的に注目を集めています。私たちは、社会に存在するあらゆる差別や偏見、抑圧を無くし、子どもたちが安心して学べる場を保障していかなければいけません。社会全体に、人権を大切にする価値観や文化を広め、定着させていくことをめざします。

6. 学習指導要領の改訂について

高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領(高等部)は18年3月公示されました。特別支援学校については、障害者権利条約批准・障害者差別解消法施行後、最初の改訂であるにもかかわらず、依然として「障害による学習上・生活上の困難を改善・克服」することが強調されています。私たちは、子どもたちをとりまく環境の変更・調整によって、社会的障壁が取り除かれ、ともに学び、くらすことができる「社会モデル」の実践を広げていかなければなりません。

高等学校新学習指導要領は、22年度から年次進行で実施されます。教育内容の大幅な変更・科目の再編など、資質・能力を中心とする教育課程への変換が図られようとしています。グローバル社会で活躍できる人材育成の観点で貫かれた新学習指導要領は、真の意味のゆたかな教育とは言えません。また、観点別学習評価の導入は、06教育基本法で定められた狭い学力観によって規定されたものであり、子どもたちの学習活動を観点別に分けて点数化し、評価することに妥当性を見いだすことはできません。

子どもたちの主体的な思考・判断・表現を引き出す授業の創造から、ゆたかな学びについての意義や、定義に関する議論をすすめていく必要があります。

7. 高大接続について

19年度施行の「高校生のための学びの基礎診断」は、高校教育のPDCAサイクルを確立するために、民間業者が参入して実施されます。これによって、教育課程がテストに左右され画一化されかねないという懸念が生じます。

20年度から実施される予定だった大学入学共通テストの英語民間試験の実施を見送ることが、突然発表されました。受験生の住んでいる地域や、家庭の経済状況によって